

8 環境保全対策

環境保全対策について、工事の実施及び土地区画整理事業に係る内容を表 8-1 に、施設等の存在及び施設の供用に係る内容を表 8-2 に示す。

表 8-1 (1) 環境保全対策の内容 (工事の実施、土地区画整理事業)

環境項目		環境保全対策の内容
工事の実施及び土地区画整理事業	大気質	<p>〈建設機械の稼働、造成工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・ 建設機械等の点検・整備を十分に行う。 ・ 待機中のアイドリングや空ふかし等、不要な稼働を行わない。 ・ 建設機械の稼働台数の平準化や時間帯調整により、排出ガスの低減に努める。 ・ 強風時等の土埃等が舞い上がる気象条件の時には、工事区域での散水を実施。 <p>〈工事関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正走行を徹底し、大気質の負荷を可能な限り軽減するよう努める。 ・ 退場時にタイヤ洗浄を行い、対象事業実施区域周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。 ・ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。 ・ 走行ルートは、幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。 ・ 走行ルートの選定や走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況及び住居の立地状況等に十分配慮して行う。 ・ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
	水質	<p>〈造成工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂池を設置し、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させるとともに、pH値が排水基準に満たない場合は必要に応じて中和処理を行った後に放流する。 ・ 堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂池の堆砂を除去する。 ・ 工事中に掘削したままの表土を長時間露出しないように、法面にはシートあるいは法覆工で早期に養生を行い、表土流出による濁水の発生を抑制する。
	騒音	<p>〈建設機械の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音型建設機械の使用に努める。 ・ 建設作業時の騒音の程度により、必要に応じて、防音壁等を設置する。 ・ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。 ・ 建設機械の稼働台数の平準化や時間帯調整により騒音の低減に努める。 <p>〈工事関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。 ・ 走行ルートは幹線道路を使用し、地域住民の生活道路の通行を最小限とする。 ・ 走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況及び住居の立地状況等に十分配慮して行う。 ・ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

表 8-1 (2) 環境保全対策の内容 (工事の実施、土地区画整理事業)

環境項目	環境保全対策の内容
工事の実施及び土地区画整理事業 振動	〈建設機械の稼働〉 ・低振動型建設機械の使用に努める。 ・待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。 ・建設機械の稼働台数の平準化や時間帯調整により振動の低減に努める。 〈工事関連車両の走行〉 ・公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。 ・走行ルートは幹線道路を使用し、地域住民の生活道路の通行を最小限とする。 ・走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況及び住居の立地状況等に十分配慮して行う。 ・駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
陸域生態系	〈建設機械の稼働、工事用車両の走行、造成工事〉 ・残地林は面積を十分に確保し、既存の林地を保全する。 ・法面緑化にあたっては、周辺の植生との調和を図る。 ・造成工事により生息及び生育環境が大きく影響を受ける種は、移植適地への移植を行う。 ・低騒音及び低振動型機械の使用に努め、騒音及び振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。 ・公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。 ・工事中は沈砂池を設置することにより、濁水の影響を可能な限り低減するよう努める。
人と自然との触れ合いの活動の場	〈工事関連車両の走行〉 ・工事用車両の適正走行を徹底し、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。
文化財	〈建設機械の稼働、造成工事〉 ・土地区画整理事業の造成工事の実施中に遺物が発見された場合は、泉州南埋蔵文化財広域行政事務所へ報告し、適切な対策を図る。 ・対象事業の工事においても、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例に基づき必要な対応を行う。
廃棄物	〈建設機械の稼働〉 ・建設工事で発生する廃棄物については、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。 ・現地工事量を少なくする工法の採用や梱包材の簡素化等により、産業廃棄物の発生量を低減する。 ・「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和 2 年 9 月 国土交通省) に示された建設廃棄物の再資源化に係る達成基準値の達成に努める。 ・工事の実施にあたり、工事敷地内には建設廃棄物専用の貯留設備を設置し、発生した廃棄物を再資源化もしくは処分までの間適切に保管する。 ・工事で発生した建設発生土は、可能な限り場内で有効に利用し、発生土の低減に努め、場外に排出する場合でも他事業等での有効利用を検討する。 ・工事事務所から発生する廃棄物についても減量化に努めるよう、工事業者に対する指導を徹底する。

表 8 - 1 (3) 環境保全対策の内容 (工事の実施、土地区画整理事業)

環境項目		環境保全対策の内容
工事 の 実 施	地球環境	<p>〈建設機械の稼働、工事用車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出低減建設機械の指定や、低炭素型建設機械の指定を受けた建設機械を積極的に採用し、省エネルギーに配慮する。 ・ 資機材の適正配置を行うことで、現場内運搬用の建設機械の省略及び使用量の削減を図り、CO₂排出量の削減に努める。 ・ 建設機械の不使用时におけるアイドリングストップの徹底等、運転者への教育・指導を行うと共に、日常保守点検や整備を確実にすることにより性能維持に努めるよう指導する。 ・ 工事用車両の一般道走行に当たっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。

表 8-2 (1) 環境保全対策の内容 (施設の存在及び施設の供用)

環境項目	環境保全対策の内容
施設等の存在及び施設の供用	<p>〈施設の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却対象ごみの分別指導や焼却不適物混入防止の徹底及び燃焼工程での燃焼状態の適正管理により、各種大気汚染物質の発生抑制に努める。 ・各種の大気汚染物質について、以下の排ガス処理設備を導入するとともに、適切な運転維持管理（焼却設備の定期点検や定期補修等及び排出ガス分析計での日常的な排ガス排出濃度のモニタリング等）を行い、大気汚染物質の排出負荷を低減する。 ・ばいじんについては、運転自動制御による安定した連続運転を維持するとともに、捕集効率の高いろ過式集じん器（バグフィルタ）を採用し、高効率でばいじんを捕集、除去する。 ・硫黄酸化物及び塩化水素については、除去率の高い乾式法（ろ過式集じん器前の排ガス経路において、アルカリ粉体の吹込みにより生成する反応生成物を乾燥状態で回収する方法）により、高効率で硫黄酸化物や塩化水素を捕集、除去する。 ・窒素酸化物については、窒素酸化物の除去性能のみならずダイオキシン類の分解性能も高いとされる乾式法のうち、触媒脱硝法を基本とし、窒素酸化物を分解、除去する。 ・水銀等については、ばいじんと同様に捕集効率の高いろ過式集じん器（バグフィルタ）の採用のほか、活性炭吸着の追加導入も検討し、高効率で水銀を捕集・除去する。 ・ダイオキシン類については、焼却処理前の対策及び燃焼管理により発生を抑制しつつ、ばいじんと同様に捕集効率の高いろ過式集じん器の採用のほか、活性炭吸着の追加導入も検討し、高効率でダイオキシン類を捕集、除去する。
	<p>〈施設関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行ルート及び走行時間帯等について、できるだけ走行台数の集中を回避するよう努める。 ・施設関係者車両については、低公害車等の積極的導入を図り、排出ガスの負荷を低減する。 ・事業関連車両の適正走行の徹底及び駐車中の不要なアイドリングの防止を図る。 ・焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種、規格の選定及び効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに適正な走行管理に努める。
騒音	<p>〈施設の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的にエネルギー回収推進施設における機器等については、建物内に納めるよう努力し、また、大きな騒音を発生する機器（送風機・ファン類、蒸気タービン発電機及び各種破碎機等）についても、吸音材や防音扉等の防音措置を施した専用室内に配置するよう努力する。 ・開口部等を必要とする機器は、できる限り低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆う。
	<p>〈施設関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行ルート、走行時間帯及び適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の負荷を可能な限り軽減する。 ・焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種、規格の選定及び効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに適正な走行管理に努める。

表 8 - 2 (2) 環境保全対策の内容 (施設の存在及び施設の供用)

環境項目	環境保全対策の内容
施設等の存在及び施設の供用	<p>〈施設の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種送風機・ポンプ類及び蒸気タービン発電機等の振動を発生する機器については、独立基礎の採用や防振ゴムの設置などの対策を講じる。 <p>〈施設関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行ルート、走行時間帯及び適正走行等の運行管理を徹底し、振動の負荷を可能な限り軽減する。 ・焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種、規格の選定及び効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。
低周波	<p>〈施設の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気タービン復水器用ファン等の機器は、低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。
悪臭	<p>〈施設の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設については、臭気の発生源となるごみピットを投入扉でプラットホームと遮断し可能な限り密閉化する。 ・ごみ収集車の出入りするプラットホームの出入口は、施設外部への臭気漏洩を防止するようエアカーテンや自動開閉扉の設置等の対策を講じる。 ・ごみピット内の空気は燃焼用空気等として吸引することで常に負圧に保ち、施設外部への臭気漏出を防止する。 ・焼却炉稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を完全に熱分解する。 ・1 炉運転時や定期点検等による全 2 炉停止時などの燃焼用空気吹込み量が低下・停止する場合には、ごみピット内臭気を活性炭方式等の脱臭装置による吸引・脱臭を行い、常時負圧を確保する。
陸域生態系	<p>〈施設の稼働、施設関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音及び振動発生施設では防音及び防振対策を行い、騒音及び振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。 ・公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。 ・夜間の施設照明はルーバー等を設置することで漏れ光の低減に努める。
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>〈施設関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行ルート、走行時間帯及び適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の負荷を可能な限り軽減する。
景観	<p>〈施設等の存在〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋や煙突（外筒）の建築意匠について、色彩的には周囲の環境と調和する彩色やデザインとなるよう配慮する。 ・建屋や煙突部については、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努める。 ・緑化計画について、造成計画の段階から法面の緑化を行い、平場には在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるように、建物と自然が調和するような景観配慮に努める。

表 8 - 2 (3) 環境保全対策の内容 (施設の存在及び施設の供用)

環境項目		環境保全対策の内容
施設等の存在及び施設の供用	廃棄物	<p>〈施設の稼働〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴い発生する廃棄物はリユース・リサイクルの促進により発生量の減量に努める。
	地球環境	<p>〈施設の稼働、施設関連車両の走行〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化及び分別を一層徹底し、焼却量の削減に努める。 ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める。 ・ごみ質や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃料の消費量の低減を図る。 ・ごみ収集車等の施設関連車両については、低炭素型車両の使用や、アイドリングストップ及びエコドライブの推進などにより、温室効果ガスの排出の低減に努める。 ・エネルギー回収推進施設に伴う排ガス中から二酸化炭素のみを分離して回収する設備 (CCUS 技術) 等の環境に配慮した先駆的な設備の導入について検討する。
	地震	<p>〈エネルギー回収推進施設の供用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽等で有害物質等を保管する場合は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成 25 年制定)」に基づく耐震基準を満足する設計とし、使用予定の化学物質については保管・取扱い及び漏洩対策等を実施する。